

保存版

令和8年6月2日

保護者の皆様へ

京都市立大宅小学校
校長 栗野 亜希子

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」（大雨・暴風など6種類、レベル5氾濫特別警報を含む）または「暴風警報」が発令された場合および大宅学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を行いますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1 京都南部又は京都・亀岡地方に「特別警報」が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。

- ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時（13：40）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合… 臨時休業

2 京都南部又は京都・亀岡地方に「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。

- ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業（給食も平常通り）
- ・午前 9時までに解除になった場合… 3校時（10：35）から始業
- ・午前 11時までに解除になった場合… 5校時（13：40）から始業（給食は中止）
- ・午前 11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

※京都市では、原則、京都府南部または京都亀岡地方に暴風警報あるいは特別警報が発令された場合のみ、上記の措置をとることになっています。しかし、気象状況により大雨警報の長時間の継続が見込まれる場合等でも教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「学校ホームページ」や「すぐーる」等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

<裏面もご覧ください>

3 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

○水害の避難勧告等について

本校の校区である大宅学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。大宅学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令される）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは、原則として休校措置は取りません。

ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保（※）【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）</p>

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな被害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

4 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、気象状況、通学路の状況などに十分配慮し、以下のように対応いたします。

特別警報…保護者へ引き渡します。

暴風警報…家庭環境調査書の「暴風警報発令時の下校方法」に準じて対応します。

町別ごとの集団下校または保護者への引き渡し

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。